

元結「大唐中興頌」の解釈をめぐって

加藤 敏

はじめに

元結（七一〇～七七二）の「大唐中興頌」は、安史の乱によつて失われた国都の回復と国家体制の中興を称美した作であり、顔真卿の揮毫による涪溪「摩崖碑」として名高い。この頌については、例えば、その序において肅宗を称えて「盛徳大業」と言いながら、一方では「歌頌大業（大業を歌頌す）」とあり、「盛徳」の語を欠いていることに注目し、これを春秋の筆法であるとして、肅宗に対する批判の意図を読み取る解釈がなされている。また、この作品は頌、すなわち盛徳を称えるものであり、諷諭の意図がこめられてはいないとも読まれている。

「大唐中興頌」が制作された上元二年（七六一）八月は、兩京が回復された至徳二載（七五七）から四年後にあたる。この頌が兩京の回復をことほぎ、それを成し得た肅宗の盛

徳と大業を称えることのみを意図して書かれたものであるとしても、兩京回復直後ではなく、この時期に制作された理由の検討が必要とされるであろう。

また、頌の末九句「能令大君、声容沄沄、不在斯文。湘江東西、中直涪溪、石崖天齊。可磨可鏹、刊此頌焉、何千万年。（能く大君をして、声容沄沄たらしむるは、斯の文に在らざらんや。湘江東西し、中涪溪に直り、石崖天と齊し。磨くべく鏹るべく、此の頌を刊めば、何ぞ千万年のみならんや。）」は、明らかに頌文を対象化する視点から表現されており、表出の位相を異にしている。「大唐中興頌」は、大曆六年（七七二）六月、元結が居を定めた涪溪の摩崖に刻まれることとなる。この九句はおそらくそれに際して付加されたものであると推測されるが、はたしてどのような意図によつて加えられ、そして涪溪の地に刻されたのであろうか。

このように解釈が分かれ、いくつかの興味深い問題点を含む「大唐中興頌」は、元結の文学における諷諭のあり方を考える上でも示唆に富む作品であると思われる。本稿は、元結の諷諭の表現について考察し、「大唐中興頌」をめぐる問題のうち、その制作の意図について再検討を試みたものである。

一

涪溪の摩崖に刻された「大唐中興頌」は、次のような作品である。

天宝十四年、安祿山陥洛陽、明年、陥長安。天子幸蜀、太子即位於靈武。明年、皇帝移軍鳳翔。其年復兩京、上皇還京師。於戲、前代帝王有盛德大業者、必見于歌頌。若今歌頌大業、刻之金石、非老於文学、其誰宜為。頌曰、
 (天宝十四年、安祿山洛陽を陥れ、明年、長安を陥る。天子蜀に幸し、太子靈武に即位す。明年、皇帝軍を鳳翔に移す。其の年兩京を復し、上皇京師に還る。於戲、前代の帝王盛徳大業有る者は、必ず歌頌に見はさる。今大業を歌頌し、之を金石に刻するが、ときは、文学に老けたるに非ずんば、其れ誰か宜しく為すべけんや。頌に曰はく、)

噫嘻前朝 孽臣姦驕 為僭為妖
 辺将騁兵 毒乱国経 群生失寧
 大駕南巡 百僚竄身 奉賊称臣
 天将昌唐 繫睨我皇 匹馬北方
 独立一呼 千麾万旗 戎卒前駆
 我師其東 儲皇撫戎 蕩攘羣兇
 復復指期 曾不逾時 有国無之
 事有至難 宗廟再安 二聖重歡
 地關天開 鋤除秋災 瑞慶大來
 凶徒逆儔 涵濡天休 死生堪羞
 功勞位尊 忠烈名存 沢流子孫
 盛徳之興 山高日昇 万福是膺
 能令大君 声容沄沄 不在斯文
 湘江東西 中直涪溪 石崖天齊
 可磨可鏤 刊此頌焉 何千万年

上元二年秋八月撰 大曆六年夏六月刻

噫嘻前朝 孽臣姦驕し 僭を為し妖を為す
 辺将兵を騁せ 国経を毒乱し 群生寧きを失す
 大駕南巡し 百僚身を竄し 賊を奉じて臣と称す
 天将に唐を昌んにせんとす 繫れ睨なる我が皇 匹馬
 北方よりす

独立して一たび呼べば 千麾万旗 戎卒前に駆く
我が師其れ東し 儲皇戎を撫し 羣兇を蕩擄す
復た復すること期を指し 曾て時を逾えず 国有りて
より之無し

事に至難有るに 宗廟再び安んじ 二聖重ねて欲ぶ
地開け天開けて 秋災を蠲除し 瑞慶大いに來る
凶徒逆儔 天休に涵滯し 死生羞づるに堪へたり
功労は位尊く 忠烈は名存し 沢は子孫に流はる
盛徳の興ること 山高く日の昇るがごとく 万福是れ
膺く

能く大君をして 声容沄沄たらしむるは 斯の文に在
らざらんや

湘江東西し 中涪溪に直り 石崖は天と齊し
磨くべく鑄るべく 此の頌を判めば 何ぞ千万年のみ
ならんや

四言四十五句、毎句押韻、三句ごとに換韻する頌であり、
内容からは九句をまとまりとする五段構成をとっている。
第一段は、安史の乱前の状況と乱の発生、玄宗の蒙塵と百
官の状況を端的に述べる。元結は、安史の乱前の時期を太
平の御代とするのではなく、李林甫等「孽臣」が国権を弄
び、道理にはずれたことを行い、様々な災いをもたらして

いた時代として捉えているのである。大乱の背後に国権を
弄ぶ者たちの存在を見ていることに注目される。第二、三
段は、肅宗が人々を糾合して瞬くうちに兩京を回復したこ
とを言い、続いて第四段では賞罰が厳正に行われたことを
称える。頌が肅宗の盛徳と大業を称えるのであれば、第三
段までの記述で十分であるとも判断されるが、適正な賞罰
を称える九句が配されていることにも注目される。第五段
には、頌を涪溪に刻むこととその意図が述べられる。

李建崑氏は、第五段を「湘江東西」以降の六句としてい
るが、「能令大君 声容沄沄 不在斯文」の三句は、明ら
かにそれ以前の頌文を「斯文」として対象化する視点に立
っており、表出の相を異にしていることからしても、やは
り末九句を第五段としたほうがよいであろう。

前野直彬氏は、この頌には肅宗を批判することは見あ
たらなとし、肅宗に対する批判を読み取る解釈を「宋人
らしい大義名分論の上に立つた考え方」であるとして退け
る。氏はこの頌を、特に肅宗批判を意図した諷諭の作では
なく、唐王朝の中興を称えたものであるとするのである。

また、星川清孝氏も同じ立場に立つ。序に「盛徳大業」
とあり、続いて「大業」と言い、「盛徳」の語を欠くこと
を以て春秋の筆法であるとするところについては、「文字の

末にとらわれた見方である。まして頌文中に『盛徳の興ること、山の高く日の昇るがごとし。』とあつて、盛徳あることを頌しているのであるから、この文が譏を含んでいるとはいえないのである。」と述べる。⁽³⁾

両氏の指摘するごとく、この頌は中興を称美するものとして読むことができる。肅宗に盛徳があればこそ人々を糾合し兩京を回復することが可能となつたのであり、この頌が肅宗の大業と盛徳を称えていることは否定できない。

この頌が兩京回復後四年を経て制作されたことについて、顧福生氏は「雖然安史之亂尙未完全平息，但因賊勢已挫，戰局好轉，對唐朝的振興仍寄予比較樂觀的希望。：體現謳歌統一、期待中興的愛國精神，」⁽⁴⁾と、安史の亂の戦局がやや好転し、唐王朝の再興に比較的樂觀的な希望を抱き、中興の愛國精神への期待を表現したものととして解釈している。

上元二年、元結は荊南の兵を領して九江にあつた。例えば、同年の「左黃州表」には、「天下兵興、今七年矣。河淮之北、千里荒草、自關已東、海浜之南、屯兵百萬、不勝征稅。（天下兵興りて、今に七年なり。河淮の北は、千里荒草なり、關より已東、海浜の南は、屯兵百萬あり、征稅に勝へず。）」とあり、時勢が好転し、中興を称美するよう

な状況であると感じていなかったことは確かである。「大唐中興頌」が上元二年（七六一）に制作された理由はやはり他に求めねばならないだろう。

楊承祖氏は、宋代以降の指摘をふまえ、「盛徳大業」の表現を春秋の筆法として、この頌を肅宗批判の作であると読み、さらに兩京回復四年後に書かれたことの意味を問うている。⁽⁵⁾氏は、上元元年（七六〇）秋七月、上皇を西内に移したことに着目し、

他雖然不反對太子即位靈武，却會與顏真卿一樣要譴責肅宗的不孝。魯公以上表請安的方式表達嚴正的抗議，元結則用《春秋》書法作了更深沈的譏貶。

と、肅宗の即位ではなく、上皇を西台に移したというその不孝を顏真卿と同様に譏刺したとするのである。氏は、このことを以て後に顏真卿が「大唐中興頌」を揮毫したことの根拠とする。その論は「大唐中興頌」が兩京回復以後四年を経て制作されたことに一つの解釈を与えているが、頌が書かれたのは、この事件からさらに一年後であつた。また星川氏の指摘するように、なぜその批判が魯史の筆法と似たものではなく、他のより直截な表出を用いなかっただのか、疑問の残るところである。

上皇の西内移居は、上元元年七月のことであつた。この事件について、『旧唐書』本紀第九玄宗下には、

乾元三年七月丁未、移幸西内之甘露殿。時閹宦李輔国
離間肅宗。故移居西内。高力士、陳玄礼等遷謫、上皇浸
不自憚。

(乾元三年七月丁未、移りて西内の甘露殿に幸す。時に閹宦李輔国肅宗を離間せんとす。故に居を西内に移す。高力士、陳玄礼等遷謫せられ、上皇浸く自ら憚ばず。)

とあり、本紀第十肅宗には、

丁未、上皇自興慶宮移居西内。丙辰、開府高力士配流
巫州、内侍王承恩流播州、魏悅流溱州、左竜武大將軍陳
玄礼致仕。

(丁未、上皇興慶宮より居を西内に居す。丙辰、開府高力士巫州に配流せられ、内侍王承恩播州に流され、魏悅溱州に流され、左竜武大將軍陳玄礼致仕す。)

とある。また、この事件の背後にいたとされる李輔国の伝には、

上皇時召伶官奏樂、持盈公主往來宮中。輔国常陰候其

隙而間之。上元元年、上皇嘗登長慶樓、与公主語。劍南奏事官過朝謁、上皇令公主及如仙媛作主人。輔国起微賤、貴達日近、不為上皇左右所礼、慮恩顧或衰、乃潜画奇謀以自固。因持盈待客、乃奏云、南内有異謀。矯詔移上皇居西内、送持盈於玉真觀、高力士等皆坐流竄。

(上皇時に伶官を召して樂を奏せしめ、持盈公主宮中に往來す。輔国常に陰かに其の隙を候ひて之を間せしめんとす。上元元年、上皇嘗て長慶樓に登り、公主と語る。劍南の奏事官朝謁に過り、上皇公主及び如仙媛をして主人と作さしむ。輔国微賤より起こり、貴達の日近く、上皇の左右の礼する所と為らず、恩顧或は衰ふるを慮り、乃ち潜かに奇謀を画して以て自ら固くす。持盈客を待するに因りて、乃ち奏して云へらく、南内に異謀有り、と。矯詔して上皇を移して西内に居らしめ、持盈を玉真觀に送り、高力士等皆坐して流竄せらる。)

と言う。これらの記述によれば、李輔国が自らの恩顧の衰えを懼れ、劍南の奏事官の接待を口実に詔を偽り、上皇を西内に遠ざけ、さらに関係の人物を退けたということになる。この事件が起こるやいなや、顔真卿は百官を率いて玄宗の起居を問うことを上表し、李輔国に憎まれて蓬州長史

に左遷されている。『旧唐書』顔真卿伝は次のように記す。

李輔国矯詔、遷玄宗居西宮、真卿乃首率百僚上表請問起居。輔国惡之、奏貶蓬州長史。

(李輔国矯詔し、玄宗を遷して西宮に居らしむるや、

真卿乃ち首として百僚を率ゐて上表して起居を問はんことを請ふ。輔国之を惡み、奏して蓬州長史に貶せしむ。)

一方、顔真卿自身は、その「鮮于氏離堆記」において、「上元之歳、秋八月哉生魄、猥自刑部侍郎、以言事忤旨、…(上元の歳、秋八月哉生魄、猥りに刑部侍郎より、事を言ふを以て旨に忤ふも、…)」と述べ、刑部侍郎の立場から発言したことが左遷の原因だったとしている。しかし、永泰二年(七六六)、直諫の道をひらくことを訴え、代宗に奉った疏「秦百官論事疏」では、

蓋其所從來者、漸矣。自艱難之初、百姓尚未彫弊、太平之理、立可便致。属李輔国用權、宰相專政、通相姑息、莫肯直言。大開三司、不安反側。逆賊散落、將士北走、党項合集、土賊至今為患。偽將更相驚恐、因思明危懼、扇動却反。又今相州敗散、東都陷没。先帝由此憂勤、至於損壽。臣每思之、痛切心骨。

(蓋し其の従りて来る所の者は、漸なり。艱難の初め

よりして、百姓は尚ほ未だ彫弊せず、太平の理、立ちどころに便ち致すべし。属李輔国權を用ゐ、宰相政を専らにし、通ひに相姑息し、肯へて直言する莫し。大いに三司を開くも、反側に安んぜず。逆賊散落し、將士北走し、党項合集し、土賊今に至るも患を為す。偽將更相驚恐し、思明の危懼に因りて、扇動却反す。又今相州敗散し、東都陷没す。先帝此に由りて憂勤し、壽を損ふに至る。臣毎に之を思ひ、痛み心骨に切す。)

と、李輔国や宰相が權柄を専らにしたため、政治がその場しのぎのものとなり、誰も直言する者がなくなり、内外の憂患がもたらされたことを言い、肅宗はこのために壽を損なうこととなったと指摘し、自らは痛恨の極みであったと明言している。上皇の起居を問うことを請うという顔真卿の行為は、李輔国らが權力をほしいままにしている状況を認識しつつ行われた、やむにやまれぬものであったと判断される。顔真卿は肅宗を不孝たらしめた原因を見据えていたのである。

当時、李輔国の専横はすさまじく、上元二年八月には刑部尚書を拜し、さらに宰相の位を冀い、僕射の裴冕を動かそうとしたものの、裴冕は、「初無此事。吾臂可截、宰相不可得也。(初めより此の事無し。吾が臂は截つべきも、

宰相は得べからざるなり。」と述べたという話も伝えられている。また後には禁軍を掌握し、制勅はすべて彼から出るといふ状態であつたと言われる。

こうした状態を見据えていた顔真卿が「大唐中興頌」を高く評価し揮毫したとすれば、それは彼が、元結もまたその背後にあるものを見据えていると、この頌によつて判断したからである、と考えることもできるであろう。単なる称美の言辞が、兩京回復後すでに四年を経過したこの時期、しかも李輔国の專横が著しい時に制作されたとすれば、それは時代に迎合するものでしかなく、顔真卿の立場とは相容れないこととなろう。たとえ肅宗の不孝を批判するにしても、すでに事件の發生から一年あまりが経過しており、また顔真卿からすれば、肅宗の不孝に対する批判のみを意図するものとすれば、それは時代の本質を見ていない者の発言といふことになるであろう。

三

兩京回復後の政治状況に対する元結の認識を端的に示すのは、「大唐中興頌」の書かれる二年前の乾元二年（七五九）に著された「時議」三編である。「時議」三編では、安史の乱が起こり、やがて兩京が回復され、それ以降、

乾元二年に至るまでの時勢について、規諫の論が展開されている。三編のうち、上編は次のような作品である。

時之議者或相問曰、往年逆乱之兵、東窮江海、南極淮漢、西抵秦塞、北尽幽都。今趙衛之疆、悉為盜有、凶勇之徒在四方者、幾百余万。如屯守二京、從衛魁帥者不計。當時之兵、可謂強矣。當時人心、已不固矣。天子独以数騎、僅至靈武、引聚余弱、憑陵強寇。頓軍岐陽、師及渭西。曾不踰時、竟摧堅銳、復兩京、逃降逆類、悉收河南州郡。今河北隴陰、姦逆尚余。今山谷江湖、稍多亡命。今所在盜賊、屢犯州郡。今天下百姓、咸轉流亡。今臨敵將士、多喜奔散。今賢士君子、不求任使。

天子往往靈武、至于鳳翔。無今日兵革、而能勝敵、無今日禁制、而無亡命、無今日威令、而盜賊不起、無今日財用、而百姓不亡、無今日封賞、而將士不散、無今日朝廷、而人思任使、何哉。豈天子能以弱制強、不能以強制弱。豈天子能以危求安、而忍以未安忘危。

時之議者或相對曰、此非難言。甚易言矣。天子往年悲恨陵廟為凶逆傷汚、怨憤上皇忽南幸巴蜀、哀傷宗戚多見誅害、驚惶聖躬動息無所。是以勤勞不辭、親撫士卒、與人權位、信而不疑、渴聞忠直、過則喜改。如此、所以能以弱制強、以危求安。今天子重城深宮、燕私而居、冕旒

清晨、纓佩而朝。太官具味、當時而食、太常修樂、和声而聽。軍国機務、參詳而進、万姓疾苦、時或不聞。而庶有良馬、富有美女。輿服礼物、日月以備、休符佳瑞、相繼而有。朝廷歌頌盛德大業、四方貢賦尤異品物。公族姻戚、喜荷帝恩、諧臣戲官、怡愉天顏。而文武大臣、至於公卿庶官、皆權位爵賞、名美之外、自己過望。此所以不能以強制弱、忍以未安忘危。若天子能視今日之安如靈武之危、事無大小、皆若靈武、何寇盜強弱可言。当天下日無事矣。

(時の議する者或は相問ひて曰はく、往年逆亂の兵、東のかた江海を窮め、南のかた淮漢を極め、西のかた秦塞に抵り、北は幽都を尽くす。今趙衛の疆は、悉く盜の有するところと為り、凶勇の徒四方に在る者は、幾ど百余方たり。二京に屯守し、魁帥に従衛する者のごときは計らず。當時の兵、強しと謂ふべし。當時の人心、已に固ならず。天子独り數騎を以て、僅かに靈武に至り、余弱を引聚し、強寇に憑陵す。軍を岐陽に頓するや、師渭西に及ぶ。會ち時を踰えず、竟に堅銳を摧き、兩京を復し、逆類を逃降せしめ、悉く河南の州県を取む。今河北隴陰、姦逆尚ほ余る。今山谷江湖、稍く亡命多し。今所在の盜賊、屢州県を犯す。今天下の百姓、咸転た流亡す。今敵に臨むの將士、多く奔散

するを喜ぶ。今賢士君子、任使するを求めず。

天子往に靈武に在り、鳳翔に至る。今日の兵革無くして能く敵に勝ち、今日の禁制無くして亡命無く、今日の威令無くして、盜賊起こらず、今日の財用無くして、百姓亡せず、今日の封賞無くして、將士散せず、今日の朝廷無くして、人任使せんことを思ふは、何ぞや。豈に天子能く弱を以て強を制するも、強を以て弱を制する能はざらんや。豈に天子能く危を以て安を求むれども、忍びて未だ安んぜざるを以て危を忘れんや、と。

時の議する者或は相對へて曰はく、此れ言ひ難きに非ず。甚だ言ひ易し。天子往年陵廟凶逆の為に傷汚せらるるを悲恨し、上皇の忽ち南のかた巴蜀に幸するを怨憤し、宗戚の多く誅害せらるるを哀傷し、聖躬の動息所無きに驚惶す。是を以て勤勞して辞せず、親しく士卒を撫し、人に權位を与へ、信じて疑はず、忠直を聞くに渴し、過てば則ち改むるを喜ぶ。此のごときは、能く弱を以て強を制し、危を以て安きを求むる所以なり。今天子重城深宮に、燕私して居り、冕旒清晨、纓佩して朝す。太官味を具へ、時に当たりて食らひ、太常樂を修め、声を和して聽く。軍国の機務は、參詳

して進め、万姓の疾苦は、時或は聞せず。而して既に良馬有り、宮に美女有り。輿服礼物は、日月以て備はり、休符佳瑞は、相継ぎて有り。朝廷は盛徳大業を歌頌し、四方は尤異の品物を貢賦す。公族姻戚は、帝恩を荷ふを喜び、諸臣戲官は、天顔を怡愉せしむ。而して文武の大臣より、公卿庶官に至るまで、皆権位爵賞、名実の外にして、自ら已に望に過ぐ。此れ強を以て弱を制する能はず、忍びて未だ安んぜざるを以て危を忘るる所以なり。若し天子能く今日の安きを視ること靈武の危きがごとくし、事大小と無く、皆靈武のごとくせば、何の寇盜の強弱か言ふべけんや。当に天下日事無かるべし、と。

この上編において、元結は、安史の乱当初の状況、すなわち人々が心一つにし、肅宗も兩京の回復を願ひ、ひたすら善政に努めたことが中興をもたらした所以であったと述べる。さらに現在には上下が安逸に流れ、盛徳を称える言葉ばかりが献じられ、賞罰も当を失している時代であり、いまだ世界は安泰ではないのに、危機を忘れているとする。かつて靈武において倦むことなく中興を期していた頃を思い起こすよう訴える元結は、安史の乱の中で唐の興復に君臣が心一つにし、その結果として成し遂げられた兩京の

回復に国家再興のイメージを見ているのである。

ところで今、上元二年の時代状況及びこの「時議」上篇と「大唐中興頌」とを比較すると、その内容に明らかな対応が見られることに気づく。

上述のように、「大唐中興頌」が書かれた上元二年（七六一）八月は、上皇の西台移居からすでに一年あまりが経過し、この間の宦官李輔国の専横は甚だしく、時代は安史の乱前の李林甫、楊国忠が国権を弄んだ頃を彷彿とさせるものとなっていた。それは、「大唐中興頌」に言う、「孽臣姦驕し 懼を為し妖を為す」という表現に重なる。また、肅宗が兩京を回復したという「大唐中興頌」の記述は、「時議」上篇の「天子独り数騎を以て、僅かに靈武に至り、…曾て時を踰えず、竟に堅銳を摧き、兩京を復し、逆類を逃降せしめ、悉く河南の州県を収む。」に相当するが、「時議」上篇では続けて肅宗が宮城深くにおり、「諸臣戲官」に阻まれて君臣が安逸に流れている現状が述べられる。さらに、兩京回復後の賞罰が宜しきを得ていたとする「大唐中興頌」の部分は、「文武の大臣より、公卿庶官に至るまで、皆権位爵賞、名実の外にして、自ら已に望に過ぐ。」という当を失した優賞の現状と対比することができる。

こうした対比をふまえると、「大唐中興頌」が「時議」

上篇にいう「盛徳大業を歌頌」する、時代に迎合した皮相な言辭と同一ではなかつたとすれば、それは、かつての中興を称美することにより、それと対置される現実を浮かび上がらせ、李輔国のごとき奸臣を除き、兩京回復の時を想起し、賞罰が当を得るように訴える規諫の作であると理解することができそうである。

しかし元結において、頌という様式、頌するという行為はこうした表出を可能とするものであつたのだろうか。

四

頌は、本来は神明に告するものであり、風刺の意は含まれないものであつたが、後には風刺の意を寓する作品も著されており、頌という文体を根拠として一概に諷諫の意が込められていないとはできない。元結において頌という文体、頌することとはどのような意味を持つものであつたのか。

彼に「虎蛇頌」と題する頌がある。

虎頌

猗 王虎

将何与方

方古太王

虎頌

猗 王虎

将た何れか与に方べん

古の太王に方べん

非不方于今

今也惠讓

不如王虎之心

蛇頌

猗 均蛇

将何与儻

儻古延州

非不儻于時

時也順讓

不如均蛇之為

今に方べざるには非ず

今や惠讓

王虎の心に如かざればなり

蛇頌

猗 均蛇

将た何れか与に儻たらん

古の延州に儻たり

時に儻とせざるに非ず

時や順讓

均蛇の為に如かざればなり

元結は、天寶十五載、一族を率いて猗玕洞に難を避け、この頌はその時期に制作されたものである。序に「猗玕子逃乱在碓。南人云、猗玕洞中是王虎之宮、中碓之陰、是均蛇之林。居之三月、始知王虎如古君子、始知均蛇如古賢士。然哉、猗玕子奪其宮、王虎去而不回、猗玕子侵其林、均蛇去而不帰。借順惠讓、可作頌矣。」

(猗玕子乱を逃れて碓に在り。南人云へらく、猗玕洞中は是れ王虎の宮にして、中碓の陰は、是れ均蛇の林なり、と。之に居ること三月、始めて王虎は古の君子のごときを知り、始めて均蛇は古の賢士のごときを知る。然らんかな、猗玕子其の宮を奪ひ、王虎は去りて回らず、猗玕子其の林を

侵し、均蛇去りて帰らず。借し順惠讓ならば、頌を作すべし。」とあるのによれば、この洞は王虎と均蛇の住むところであつた。ところが元結が洞に入り込んで三か月、王虎も均蛇も姿を現さなかつた。そこで彼は、自らがその世界に入り込んだため彼らは姿を隠したと考え、王虎と均蛇に当代の人々が失つてしまつた「順讓」、「惠讓」といった価値を賦与し、この頌を制作したのである。頌では、王虎は、古の太王（古公亶父）のようであると言ひ、均蛇は古の延州（季札）のともがらであると称えられている。

古公亶父は、匈奴や戎狄が侵入して財物を望んだ時、それを与え、地と民を望むと、一族の者を引き連れ幽の地を去り、岐山のおもとに移つた王である。また、呉王寿夢の第四子であつた延陵の季札は、位を讓られようとしたが、最後まで固辞した人物である。元結は、王虎と均蛇に心動かされ、古の古公亶父や季札に比肩する「惠讓」や「順讓」といった価値を賦与し、称美するのである。

しかしこの頌においては、同時に「今也惠讓、不如王虎之心」「時也順讓、不如均蛇之為」という句が示すように、「順讓」「惠讓」を失ひ、安史の乱によつて混乱を極める現実が対置されており、読者はこの頌を通してその現実を認識せざるを得ない。対象を称美することによつて却つて現

実を際立たせた「虎蛇頌」は、ここに諷諭の作として成立しているのである。

こうした表現の形は、例えば「元魯鼎墓表」にも見ることが出来る。「元魯鼎墓表」は、元結に大きな影響を与えた族兄元徳秀の墓表である。この中に、

嗚呼、元大夫生六十余年而卒。未嘗識婦人而視錦繡。

不頌之、何以戒荒淫侈靡之徒也哉。未嘗求足而言利、苟辞而使色。不頌之、何以戒貪狼倭媚之徒也哉。未嘗主十畝之地、十尺之舍、十歳之童。不頌之、何以戒占田千夫、室宇千柱、家童百指之徒也哉。未嘗皂布帛而衣、具五味而食。不頌之、何以戒綺紈梁肉之徒也哉。

（嗚呼、元大夫は生まれて六十余年にして卒す。未だ嘗て婦人を識りて錦繡を視ず。之を頌せずんば、何を以て荒淫侈靡の徒を戒めんや。未だ嘗て足るを求めて利を言ひ、辞を苟にして色を便にせず。之を頌せずんば、何を以て貪狼倭媚の徒を戒めんや。未だ嘗て十畝の地、十尺の舍、十歳の童に主たらず。之を頌せずんば、何を以て占田千夫、室宇千柱、家童百指の徒を戒めんや。未だ嘗て布帛を皂して衣、五味を具へて食はず。之を頌せずんば、何を以て綺紈梁肉の徒を戒めんや。）

という表現が見られる。一生独身で過ごし、華美を求めず、己が利をはかることなく、阿諛追従せず、富貴を願わず、極貧のうちに自適の日々を送った元徳秀を称美することによって、彼に対比される人々、世俗を戒めようというのである。頌するということが同時に世俗に対する規諫ともなる。これが元結における頌という行為の意味であった。

おわりに

「大唐中興頌」の根底に、称美する対象への感動があることは確かである。兩京の回復という大業とそれを成し得た肅宗の盛徳は称美されるべきものであった。しかし、元結にとって、頌は、対象を頌しつつ、一方では対極にある現実の姿を浮かび上がらせ、規諫の意を寓することを可能にする様式として位置づけられていた。「虎蛇頌」においては「惠讓」や「順讓」を失った現実が、「大唐中興頌」においては中興の時とは全く逆の現実が、それぞれ浮かびあがるようになっているのである。

「大唐中興頌」は、単に肅宗の不孝を指弾するためや、中興の精神を鼓舞するといった目的のために制作されたものではなく、兩京の回復という大業とそれを成し得た肅宗の盛徳に感動し、それを称えるときともに、李国輔のごとき

奸臣を除き、賞罰を正し、肅宗に中興の時の心を思い起こさせる意図を含んで書かれた規諫の作として解釈することができるであろう。そしてこのように読むことによって、はじめてこの頌を揮毫した顔真卿の思いも理解できるように思われる。

「大唐中興頌」は、末九句を加えられ、後に涪溪の摩崖に刻まれることとなる。このことについては、稿を改めて論じたい。

注

- (1) 李建崑『元次山之生平及其文学』(台湾商務印書館 一九八六)
- (2) 前野直彬『文章軌範(正編) 下』(新釈漢文大系 一八 明治書院 一九六二)
- (3) 星川清孝『古文真宝(後集)』(新釈漢文大系 一六 明治書院 一九六三)
- (4) 孫望・郁賢皓主編『唐代文選』(江蘇古籍出版社 一九九四)
- (5) 楊承祖『元結研究』(国立編訳館主編出版 二〇〇二) (千葉大学)